

第 8 2 号議案

足立区反社会的団体の規制に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区反社会的団体の規制に関する条例の一部を改正する条例
足立区反社会的団体の規制に関する条例（平成 2 2 年足立区条例第 4
4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区域内」の次に「（以下「区内」という。）」を加え、
「により、」を「に伴って生じる」に改める。

第 3 条第 1 項中「観察処分を受けた団体」の次に「（当該団体の支部、
分会その他の下部組織等当該団体と同一性を有する団体を含む。）」を
加え、同条第 2 項中「拠点」の次に「を定め、」を加え、「当該地」を
「当該拠点又は当該住所地」に改める。

第 5 条第 1 項中「及びその構成員は、区の区域内において活動し、又
は居住しようとするときには」を「が区内において活動するときは、当
該団体は」に改め、同項に後段として次のように加える。

反社会的団体の構成員が区内において当該団体の意思に基づいて活
動し、又は当該団体の指示その他当該団体の意向に沿って区内に居住
するときも、同様とする。

第 5 条第 2 項各号列記以外の部分中「は、区の区域内において活動し、
又はその構成員を居住させようとするときには」を「が区内において活
動するとき、又は反社会的団体の指示その他当該団体の意向に沿ってそ
の構成員を区内に居住させるときには、当該団体は」に改め、同項第 1
号中「区の区域内」を「区内」に改める。

第 6 条中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条に次のただ
し書を加える。

ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条各号に該当する情報については、この限りでない。

第8条第4項中「に当たる職員」を「をする区職員」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

反社会的団体の定義等に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。